

## 35—10 P U D T

## 証拠調べのために予納された保管金の返還

1. 証拠調べに要する費用として予納された保管金（予納金）が必要でなくなったとき
  - (1) 以下のとき、予納者へ返還する。
    - ア 審判事件が審決により終了したとき、審判請求の取下げがあったとき、及び証拠調べの申立てを伴った特許（商標登録）異議申立て、又は証拠調べの申立ての取下げがあったとき。
    - イ 審判事件が係属中であっても、以後証拠調べを行う必要がないと審判長が判断したとき。
  - (2) 証拠調べが終了し、所定の支払をしてもなお残額があるときも予納者へ返還する。
  
2. 返還不可能な保管金（予納金）は、保管義務解除の日の翌日より起算して5年経過後、国庫に帰属させる（保管金規則 § 1）。予納金の保管義務解除の期日は、審判事件が審決により終了した日、審判請求が取り下げられた日、証拠調べの申立てを伴った特許（商標登録）異議申立てが取り下げられた日、又は証拠調べの申立てが取り下げられた日のうちの最先のものとする（保管金規則）。

〔保管金返還請求権の失権〕

- 第1条 法律勅令又ハ従来ノ規則ニ依リ政府ニ於テ保管スル公有金私有金ハ左ノ計算法ニ従ヒ満五年ヲ過キテ払戻ノ請求ナキトキハ政府ノ所得トス但別ニ法律ヲ以テ失権ノ期限ヲ定メタルモノハ各其定ムル所ニ依ル
- 第一 保管業務解除ノ期アルモノハ其業務ヲ解除シタル翌日より起算ス
- 第二 保管業務解除ノ期ナキモノハ保管ノ翌日より起算ス
- 第三 訴訟事件ノ為ニ払戻ヲ請求スル能ハサル場合ニ於テハ裁判確定ノ翌日より起算ス

〔保管金と利子〕

第2条 保管金ハ法律勅令又ハ従来ノ規則若クハ契約ニ依ルノ外利子ヲ付セス

〔保管金証書の不流通性〕

第3条 保管金ノ証書ハ売買譲与又ハ書入質入スルコトヲ得ス

3. 上記、2. の手続に関する事務は審判書記官が担当する。

(改訂H27.2)